

第10期尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託に係る
企画提案競技募集要領

1 趣旨

尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（生き生き！！あま咲きプラン）は3年を1期の計画期間として、本市における介護保険事業におけるサービスの目標量やその提供体制、高齢者の生活を支えるための保健・福祉に関する各種事業やその推進方策等を定めている。

この度、令和9～11年度を計画期間とする第10期計画策定（現計画の改定）に当たっては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化に向けてさらに取組を進める必要があるほか、本市の総合計画やあまがさきし地域福祉計画、地域いきいき健康プランあまがさきなどの各計画や、国の会議等を通じて示される各種指針等、その内容を踏まえた計画を定める必要があることから、企画提案競技を行い、多くの経験や知識、また専門的な創造性を有し、業務遂行能力に優れた契約候補者を選定するものである。

2 一般事項

(1) 名称

「第10期尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務」に係る企画提案競技

(2) 主催者

尼崎市 福祉局 福祉部 高齢介護課

(3) 契約候補者選定方法

企画提案競技（プロポーザル）方式により企画提案書等を求め、本市が定める選定評価基準に基づき総合的に評価・審査し、契約候補者を選定する。

(4) 委託業務内容等

別紙「第10期尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(5) 委託料の上限額

6,073,000円以内（消費税及び地方消費税込）を上限とし、提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

(6) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(7) 令和8年度における特約

本業務を受託する事業者の履行内容や成果物が良好と判断できる場合は、令和8年度に実施予定である「第10期尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務」について、同事業者と協議の上、委託することとする（令和8年度の予算が議決

を経て成立した場合に限る。))。

なお、令和 8 年度の委託内容については、令和 7 年度に引き続き会議体の運営支援業務に加え、データ分析やデザイン提案等の計画作成支援業務を想定している。

(8) 企画提案競技スケジュール

項 目	日 程
募集要領の公表	令和 7 年 6 月 30 日 (月)
質問の受付	令和 7 年 7 月 4 日 (金)・午後 5 時まで
質問の回答	令和 7 年 7 月 14 日 (月) までに本市ホームページ上に掲載する。
企画提案書等 応募書類提出受付締切	令和 7 年 7 月 22 日 (火)・午後 5 時まで ※提出日の前日 (土、日、祝日を除く) までに電話で事前予約の上、応募書類の提出を行うこと。
企画提案内容説明 (プレゼンテーション)	【令和 7 年 8 月 6 日 (水)・7 日 (木)】 ※応募状況に応じて日数の変動の可能性あり。
選定結果通知	令和 7 年 8 月下旬までに、すべての応募事業者へ選定結果を通知する。

3 応募資格

次に掲げる(1)~(5)の要件について、すべて満たすこと。

- (1) 令和元年度 (平成 31 年度) 以降に地方公共団体が発注する高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係る業務に携わった実績があること。

- (2) 次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者

イ 本市から指名停止措置 (入札参加停止措置) を受けている者

ウ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者

エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当するもの、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

(ウ) 特定の公職 (公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 3 条に規定する公職をいう) の候補者 (当該候補者になろうとするものを含む) 若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

- (エ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例 2 条第 7 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）
- (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 14 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
- オ 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税、地方消費税及び本市の市税（尼崎市内に本店（本社）がある場合に限る）に未納がある者（地方税法第 15 条に基づき徴収の猶予を受けている者又は国税通則法第 46 条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。）でないこと
- (3) 別紙の仕様書で定める委託業務について、充分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (4) 個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年尼崎市条例第 9 号）、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令（尼崎市の条例等を含む。）及び仕様書等の定めを遵守すること。
- (5) 尼崎市契約規則第 4 条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。ただし、現在、登載されていない者についても応募を可能とするが、令和 8 年度の競争入札参加資格の業者登録の申請を必ず行うこと（受付期間は令和 7 年 11 月上旬から令和 7 年 12 月下旬まで（予定））。

4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があつた場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合

5 企画提案書等応募書類（様式等）

必ず提出日の前日（土、日、祝日を除く）までに電話で事前予約の上、令和 7 年 7 月 22 日（火）の午後 5 時までに、尼崎市役所本庁舎北館 3 階の高齢介護課へ応募書類の提出を行うこと。

なお、企画提案書等応募書類は下記のとおり。

(1) 企画提案申込書 (**様式1号**)

(2) 企画提案書 (**任意様式**)

ア 原則A4版の用紙（必要に応じてA3版折りも可）を使用すること。

イ 企画提案書の各記載内容(提案内容)が、別紙「審査項目及び主な評価の視点」のどの項目に該当しているのかを明確にすること。

ウ 仕様書に基づき、別紙「審査項目及び主な評価の視点」を踏まえた上で、本業務を実施するにあたっての方針やアピールポイントを明記すること。

(3) 会社概要 (**任意様式**)

貴社（本社・支社）の経歴、事業概要について簡潔に記載すること（パンフレット等の会社概要で代用することも可とする）。

(4) 業務実施体制 (**様式2号**)

業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、業務実績等及び業務の分担内容等について記載すること。1枚に記載しきれない場合は複数枚可。

なお、様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可とする。

(5) 業務実績 (**様式3号**)

管理技術者及び主たる技術者が、当委託業務内容に関連する業務について、過去6年間（令和元年度（平成31年度）～令和6年度の間）に携わった実績（業務名、発注者名、履行期間、業務内容）を記載すること。1枚に記載しきれない場合は複数枚可。

なお、様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可とする。

(6) 見積書 (**様式4号**)

2(5)に記載する提案上限額以下の金額で提示すること。

なお、見積金額の内訳明細書（人件費、事務経費等）についても併せて提示すること（様式は問わない）。

(7) 商業登記簿謄本 (**履歴事項全部証明書**)

直近3か月以内に発行したものに限る。

なお、契約等の行為を行う者を会社の代表者からそれ以外の者（代理店など）に委任する場合、契約後に当該受任者にも提出を求める予定としている。

(8) 法人の定款

(9) 法人の財務状況に関する書類（貸借対照表、損益計算書）直近1年分

(10) 納税証明書（法人税及び消費税等について未納税額のない証明、尼崎市内に事業所を有する場合は市税納付状況証明書）

(11) P（プライバシー）マーク又はISMS認証等の取得を確認できる資料

P（プライバシー）マーク又はISMS認証等の取得を確認できる資料を添付することができない場合は、誓約書（事前確認分）(**様式5号**)を添付すること。

(12) 上記(1)～(11)についてそれぞれインデックスをつけたうえ1つに綴じ、10部（正本1部、副本9部）を提出すること。

(13) 辞退届 (**様式6号**)

企画提案申込書等提出後、応募事業者の諸般の事情で辞退する場合は、理由を添えて速やかに「プロポーザル辞退届」を提出すること。

6 当該公募に関する質問の受付

(1) 質問の受付期限

令和7年7月4日（金） 午後5時まで

(2) 質問方法

本要領「11 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に件名は「プロポーザル質問 ○○○（法人名）」と入力の上、質問票（様式7号）を提出すること（来庁、電話等による受付は行わない）。

(3) 回答

質問に対する回答は、質問者名をふせて質問内容とともに、本市のホームページ（本要領を掲載している画面と同一画面上）にて公表する。

(4) 留意事項

審査基準等に関する質問は一切受け付けない。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

7 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

(1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない（応募辞退の際も同様）。

(2) 提出された企画提案書等応募書類は、提出期日を過ぎてからの訂正や差し替えは、原則認めない。ただし、本市が必要と認めた際は、この限りではない。

(3) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、公開の対象となることがある。

選定されなかった事業者の企画提案書等応募書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、尼崎市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

(4) 応募に要した事業者の費用負担に対して、本市は一切保障しない。

8 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

企画提案競技（プロポーザル）方式とする。

ア 審査は本市職員で組織する第10期尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託に係る契約候補者選定会議（以下、「選定会議」という。）において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション審査の内容を総合的（下記(3)審査基準に基づき）に評価し、契約候補者とする。

イ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

ウ プレゼンテーション実施後、本市が必要と認めたときは、企画提案書等応募書類の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答の実施

ア 実施場所及び日時

令和7年8月6日（水）・7日（木）に実施予定とし、場所等も含めた詳細は改めて電子メールにて通知する。

なお、当企画提案競技に係る応募状況に応じ、日数の変動の可能性がある。

イ 実施時間

1者につき40分程度で、応募者から20分の説明実施後、20分程度の質疑応答を実施予定。

ウ プレゼンテーションの方法

事前に提出した企画提案書に基づき説明を行うこと。

プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類受付時に申し出ること。

エ 出席者

プレゼンテーション会場への入室は5人以内とする。

オ その他

プレゼンテーションにおける当日説明及び質疑応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。

(3) 審査基準

別紙「審査項目及び主な評価の視点」に基づいて審査を行う。

(4) 審査結果

ア 電子メールにて通知する。

イ 選定した者の名称等は、本市のホームページ上で公開する。

ウ 審査経過については公表しない。

エ 審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

9 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は本市と契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

なお、業務成果の品質確保のため、選定において別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とする。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時までに「3 応募資格」を欠いていることが判明したとき

ウ 契約締結時までに「4 応募者の失格」の要件に該当していることが判明したとき

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

- (3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。
- (4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼することとするが、既に提出している見積書の金額を基に提出することとする。
- (5) 契約にあたっては尼崎市契約規則第 31 条に定める所定の契約保証金を納めなければならないものとする。ただし、同規則第 32 条に該当する場合は、これを免除する。

10 人権尊重の取組の推進

応募者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきつくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあつては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めること。

11 連絡先及び提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号（北館 3 階）

尼崎市福祉局福祉部高齢介護課

担当：竹中、田中(佑)

T E L : 06-6489-6356 F A X : 06-6489-6528

電子メール：ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上